

〔【中古車販売時】「下取車を通常よりも高くする旨」等の表示〕

Q. 下取車の在庫促進を目的としたキャンペーンを実施する際に、「下取価格10万円UPキャンペーン」「査定0円のおクルマでも最低保証10万円」などと表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

●/●~●/▲ 下取価格10万円UPキャンペーン！
査定0円のおクルマでも
最低保証10万円！買換えは当店で！！

A. 下取車の価格は、年式や品質、車検残存期間等により1台毎に異なり、その評価も販売店毎、スタッフ毎に異なるなど、絶対的、不変的なものではありません。そのため、消費者にとっては実際に表示どおりのことが行われているかどうかを判断するのが非常に難しいといえます。

また、表示どおりのことが行われない場合（「下取価格が通常に比べ10万円UPされていない」「本来10万円以上の価値があるにもかかわらず、最低保証の10万円に抑えられている」）や、表示どおりのことが行われたとしても、その分、購入する中古車の値引きが減額されてしまうことも考えられ、そのような場合は不当表示となります。

したがって、「下取価格を通常よりも高くする」旨や「下取価格の最低保証」等の表示は、消費者の不信を招くおそれがあり、不当表示未然防止の観点からも慎む必要があります。

なお、「下取価格を通常よりも高くする」や「下取価格の最低保証」等ではなく、「期間中、中古車を購入したお客様の中で下取車のある方に、オプション等の景品を（規制の範囲内で）提供する」ことは可能です。

【正しい広告表示の例】

●/●~●/▲ 下取車在庫促進キャンペーン！
★期間中、中古車をご成約、かつ、現在お乗りの車を
下取りに出していただいたお客様が対象
もれなく●●●●●をプレゼント！買換えは当店で！